

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（838））

2. 日時：平成30年4月4日 15時30分～16時45分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議卓

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本主任安全審査官、大塚安全審査専門職、土野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 火災防護対策グループマネージャー

他3名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、「8条 火災による損傷の防止」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

○主蒸気系について、弁の駆動機能が、火災防護対策を講じることが要求されている「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域」の分類に該当しないと判断根拠を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 火災による損傷防止（安全機能を有する機器等の抽出について）